

ブッシュ政権の中小企業政策

2002年5月

中小企業総合事業団ニューヨーク事務所

はじめに

本報告書では、ブッシュ政権における中小企業政策について包括的な分析を行なっている。ブッシュ政権における中小企業政策を一言で言えば、「中小企業のための公正な環境作りと起業家の育成」にある。つまり、クリントン政権では保護主義的色彩の強かった中小企業政策が、ブッシュ政権では減税、規制緩和を行なう一方で、中小企業の競争力を高めることを主眼としたものになっているということである。この報告書の狙いは、このようなブッシュ政権の中小企業政策の核となっている理念とその中小企業政策の推進体制を明らかにすることにある。

第1章では、ブッシュ政権における中小企業政策の動向を考察している。特に、最近発表された「中小企業アジェンダ」の概要、連邦政府における中小企業政策の中核を担う中小企業庁（SBA: Small Business Administration）の活動内容、2003年度の中小企業関連予算の概要、SBA以外に中小企業関連政策を行なう政府機関の取組みについて詳述する。

第2章では、現在会期中の第107議会における上下院の中小企業委員会の取組みについて概観する。特に2001年9月11日に起った米国同時多発テロを受けた緊急支援法案をはじめとし、第107議会で提出、審議されている法案を含む動きについて紹介する。

第3章では、連邦政府や連邦議会以外における米国の中小企業政策に取組への取組みとして、業界団体及びその他の団体を紹介している。これらの団体は、連邦議会に対する立法活動やロビー活動を行なうなど、その米国中小企業政策に及ぼす影響力は非常に大きなものとなっている。

SBAは2003年度には創立50周年を迎える。特に1982年以降、米国における中小企業の数には49%増加しており、中でもIntel、FedEx、Ben & Jerry'sなどをはじめとする企業は、SBAによるなんらかの支援（資本へのアクセス、技術支援、調達支援など）を受けることにより、世界有数の企業へと成長していったものである。このようなSBAの功績を記念し、2003年度には一連の記念カンファレンスを予定しているなど、SBAの今後の動向が注目される。

目 次

第 1 章 連邦政府における中小企業政策	1
1.1 ブッシュ大統領の中小企業政策.....	1
1.2 中小企業庁の活動内容.....	7
1.2.1 SBA の概要.....	7
1.2.2 SBA の主要な中小企業関連プログラムの概要と評価.....	11
1.2.3 ブッシュ政権の 2003 年度 SBA 予算要求額の内訳と 3 つの戦略ゴール.....	17
1.3 その他の連邦政府機関における中小企業関連政策.....	21
1.3.1 連邦緊急管理庁.....	21
1.3.2 製造業拡大パートナーシップ.....	22
1.3.3 マイノリティ・ビジネス開発局.....	23
1.3.4 内国歳入庁.....	24
第 2 章 中小企業に関する立法活動及び連邦議会の動向	25
2.1 連邦議会の構成と上下院中小企業委員会の位置付け.....	25
2.1.1 第 107 議会の構成と上下院中小企業委員会.....	25
2.1.2 第 107 議会における主要な立法活動.....	27
2.2 上院中小企業・起業家委員会における中小企業政策を巡る動き.....	29
2.2.1 上院中小企業・起業家委員会の概要.....	29
2.2.2 中小企業・起業家委員会の主要な取組み.....	30
2.3 下院中小企業委員会における中小企業政策を巡る動き.....	33
2.3.1 下院中小企業委員会の概要.....	33
2.3.2 中小企業委員会の主要な取組み.....	35
第 3 章 中小企業政策に係わる主要な業界団体及びその他の団体	38
3.1 中小企業に関する業界団体.....	38
3.1.1 全米独立企業連盟.....	38
3.1.2 全米中小企業連合.....	41
3.2 中小企業に関するその他の団体.....	42
3.2.1 中小企業サバイバル委員会.....	42
3.2.2 カウフマン財団.....	44

表目次

図表 1	中小企業アジェンダの 5 つのイニシアチブ	1
図表 2	SBA の組織体制	7
図表 3	PMA に対する SBA のゴール	10
図表 4	RSBIC と SSBIC による融資数 (1960 年 ~ 2001 年)	12
図表 5	RSBIC と SSBIC による融資額 (1960 年 ~ 2001 年)	12
図表 6	カウンセリングとトレーニングを受けた利用者の推移 (1998 年 ~ 2000 年)	14
図表 7	8 (a) プログラムを完了した中小企業の動向	16
図表 8	8 (a) プログラム未了の理由	16
図表 9	SBA の 2003 年度予算要求額	18
図表 10	SBA の 3 つの戦略ゴール	19
図表 11	SBA の戦略ゴール別に配分された 2003 年度予算要求額	20
図表 12	全米の MEP センター	22
図表 13	IRS の中小企業支援サイト	24
図表 14	上院指導部 (Senate Leadership) の構成	25
図表 15	上院委員会	26
図表 16	下院指導部 (House Leadership) の構成	26
図表 17	下院委員会	27
図表 18	第 107 議会における上院中小企業・起業家委員会の委員	30
図表 19	第 107 議会における下院中小企業委員会の委員	33
図表 20	中小企業委員会のサイト	35
図表 21	NFIB 会員の従業員サイズ	39
図表 22	業種別にみた NFIB 会員の構成	39
図表 23	総売上高にみた NFIB 会員の構成	39
図表 24	中小企業・起業家に友好的な州のランキング	43
図表 25	EnterWorld.org のサイト	44

第1章 連邦政府における中小企業政策

この章では、ブッシュ政権における中小企業政策の動向を分析するとともに、中小企業庁(SBA: Small Business Administration)の活動内容、2003年度の中小企業関連予算の概要、中小企業政策を実施するその他政府機関の取組みについて詳述する。

1.1 ブッシュ大統領の中小企業政策

2002年3月19日、ブッシュ大統領は中小企業政策に関する独自の対処方針ともいうべき「中小企業アジェンダ (Small Business Agenda)」を発表した。アジェンダの発表に際しブッシュ大統領は、「政府の役割は富を創出することではなく、人々がリスクを冒すことを奨励し、資本の流れを促進し、夢を実現できるような環境を作ることである (I do not believe the role of government is to create wealth...The role of government is to create an environment that encourages risk taking, an environment that facilitates the flow of capital, and an environment in which people can realize their dreams.)」と述べ¹、クリントン政権の少数派優遇政策 (アフーマティブ・アクション) 的な中小企業政策から、公正さを確保する一方で競争を促すような中小企業政策を主眼としていることを強調している。また下院中小企業委員会 (Small Business Committee) のドナルド・マンズロ (Donald Manzullo) (共和党、イリノイ州選出) 委員長は、「ブッシュ大統領は、不況の中、2,500万の米国中小企業が生き残り、繁栄していくために必要なことが何かということとを正確に理解している」と述べ、同大統領の中小企業対策に対する支援を表明している。同アジェンダで取り上げられている5つの主要なイニシアチブは図表1のとおりである。

図表1 中小企業アジェンダの5つのイニシアチブ

中小企業アジェンダ	
(1)	税制上のインセンティブ提供
(2)	健康保険制度の改善
(3)	公正な法規制
(4)	競争に基づいた公正な政府契約
(5)	情報へのアクセス提供

出典：「中小企業アジェンダ (Small Business Agenda)」(2002年3月19日)

¹ 2002年3月19日にワシントンD.C.で開催された「Women Entrepreneurship in the 21st Century Summit」における講演。労働省、SBA、公共フォーラム研究所 (Public Forum Institute) の共催による。

(1) 税制上のインセンティブ提供

中小企業が雇用を創出できるような投資を簡単に行なえるように、税制上のインセンティブを提供

ブッシュ大統領は、革新的なビジネスが創出されるように、政府はできる限りのリソースを起業家や企業に提供することを狙い、次の3つの提言を行なっている。

- 中小企業に対する投資減税の拡大

これまで、総額 20 万ドル以下の新規投資を行なう場合は、2 万 5,000 ドルを即時に損金扱いすることを認めていたが、同提言により今後は、32 万 5,000 ドルまでの新規投資に対して 4 万ドルを損金扱いすることができるようになる。同提言による減税規模は 10 年間で 70 億ドルである。

- 中小企業に対する税制を簡易化

総収入が 1,000 万ドル以下のサービス事業者は、発生主義会計ではなく現金主義会計を採用することができる。

- 遺産税の全廃

遺産税 (death tax) を全廃することにより、家族経営の事業で世代を隔てた相続に対する課税を廃止する。同提言による減税規模は、向こう 10 年間で 1,040 億ドルにのぼる。

(2) 健康保険制度の改善

社員へ健康保険を提供していない雇用者が健康保険を提供できるようにしたり、既に保険を提供している雇用者がよりベネフィットの充実した健康保険を提供できるような制度を確立

中小企業ではしばしば、金銭的な負担のために健康保険や年金を社員へ提供するのが難しい。そこで、ブッシュ大統領は以下のような提言を行なっている。

- 業界団体による健康保険の提供

同提言では、全米独立企業連盟 (NFIB: National Federation of Independent Businesses) などの中小企業関連業界団体が会員に対して、「業界団体健康保険 (Association Health Plans)」と呼ばれる団体健康保険を提供することになる。全米規模にわたるこのような健康保険の標

準を策定することで、中小企業は雇用者に対して低額かつ内容が柔軟で充実した健康保険を提供できるのに加え、健康保険のための事務管理効率を上げることができる。

- 医療預金口座 (MSA) の改善

中小企業にとって節税となる医療預金口座 (MSA: Medical Savings Accounts) は、非課税の預金口座と税の控除が可能な健康保険を組み合わせるもので、中小企業に対して従来よりも少ない額で健康保険を提供できるというものである。中小企業アジェンダでは MSA に対する制約を減らし、全米で認められる MSA の数に関する現行の上限を取り除き、個人に対する控除額を 1,650 ドルから 1,000 ドルへ、家族に対する控除額を 3,300 ドルから 2,000 ドルへ引き下げる、などの措置を提言している。

(3) 公正な法規制

中小企業の雇用創出に対する規制障壁を撤廃し、複雑で混乱を招くような連邦の規制プロセスに対して雇用主の発言力を高めること

連邦政府の複雑で負担のかかる法規制により中小企業では、雇用者 1 人当たりにかかるコストで見ると大企業よりも 60% 以上多いコストを負担しなければならない。また連邦の法規制により事業を起したばかりの事業者は、顧客との時間に費やすよりも、弁護士や会計士との時間に費やす事の方が多くなっている。ある試算によれば、法規制を遵守するためだけに社員 1 人当たり平均 7,000 ドルかかっている。このような状況を改善するために、ブッシュ政権では以下の対策を提言している。

- SBA のアドボカシー室の権限を強化

ブッシュ大統領は、SBA のアドボカシー室 (Office of Advocacy) の権限強化を提言している。権限の強化によりアドボカシー室は、各政府機関が行政管理予算局 (OMB: Office of Management and Budget) に新たな法規制を提出する前に、その法規制が中小企業にどのようなインパクトを与えるのかを検証するようにそれらの政府機関を指導できる。アドボカシー室は OMB の情報規制問題室 (OIRA: Office of Information and Regulatory Affairs) と協力して、各政府機関の活動をモニターする。

- OIRA とアドボカシー室の協力体制の強化

連邦政府機関が中小企業にかかわる問題を政策立案の際、中小企業へのインパクトを考慮するように、OIRA とアドボカシー室の協力体制を強化する。

- 当座預金口座の利息

不況下に定められた昔の法律により、中小企業の当座預金口座には利息がつかない。ブッシュ大統領は、当座預金口座への利息が中小企業の抱えるコストを減らす役割を果たすことを強調している。

- 法規制改善のために中小企業の意見を反映

ブッシュ大統領は、既存の連邦法規制や各種書類の提出要求などに関して、OMB 局長が中小企業のコメントを吸い上げるように提言している。

- 「規制柔軟法」の強化

連邦政府機関が提出する新しい法規制が中小企業にどのような影響を与えるかを評価することを要求した、「規制柔軟法 (Regulatory Flexibility Act)」を強化し、OMB 局長とアドボカシー室との協力体制を構築することを提言している。

(4) 競争に基づいた公正な政府調達

政府の調達契約を、競争に基づいた完全にオープンなものにすることで、納税者の負担を軽減

政府との調達契約に際し、中小企業は入札プロセスから除外されないように以下のような提言がされている。

- 政府との調達契約が中小企業に開かれたものであることを保証

OMB は、政府の調達が完全に開かれた競争となるような措置を行なうとともに、中小企業に対して調達業務のコンサルティングを行なう。

- 不必要なバンドル化契約の回避

複数の政府調達業務が一つに束ねられた (バンドル化された) 場合、大企業と比べ業務の処理能力に限界があるため中小企業は全ての契約業務を実施することが出来ない場合があり、契約上不利となる。このような状況を避けるために、OMB は連邦政府機関の契約業務を監督する。

- 中小企業による上訴プロセスの合理化

現在、中小企業が連邦政府の調達契約に関する紛争を行なわなければならない場合、8つの契約上訴委員会(Board of Contract Appeals)がそれぞれ異なった手続きに基づいた処理を行なうことになっている。ブッシュ大統領は、中小企業による上訴プロセスを簡易化するため、8つの委員会を1つに統合することを提言している。

(5) 情報へのアクセス提供

中小企業の成功を促進するような情報を提供

中小企業アジェンダでは、連邦政府が中小企業に対して以下のようなウェブサイトを通じてさらに有益な情報提供を行なうように提言している。

- 「BusinessLaw.gov」(www.businesslaw.gov)

SBA と商務省(Department of Commerce)の協力により、「BusinessLaw.gov」のサイトでは、中小企業が連邦及び州・地方政府の法規制を理解できるように支援している。

- 労働省ウェブサイト(www.dol.gov)

労働省(Department of Labor)は、中小企業事業者が労働法に関する質問を行なえる「elaws」を通じて中小企業を支援している。

- アドボカシー室ウェブサイト(www.sba.gov/advo)

SBA のアドボカシー室は、ウェブサイト上で中小企業に係わる法規制のアドバイスをを行っている。

- 「The U.S. Commercial Service」(www.export.gov)

商務省に設置されたこのセクションでは、中小企業が輸出を行なう際の技術的なアドバイスを提供している。提供されているサービスには、市場参入と輸出に関するカウンセリング、市場調査、契約マッチングサービス、貿易関連イベントなどがある。

- 「Business Compliance Self-Service One-Stop」

2003 年を目途に、businesslaw.gov を補完するサイトとして設置される予定。許認可などに関する支援を行なう。

このように、ブッシュ政権における中小企業政策は、減税や過度の法規制を緩和することによ

り大企業と中小企業の競争条件を公平にし、起業家精神が育まれるような土壌を構築することを目的としている。こうした中小企業政策は、クリントン政権時のように保護色の強いものとは異なり、中小企業がリスクを冒しながらも新たな事業にチャレンジすることを促進し、結果として米国経済全体を押し上げることを狙ったものといえる。

1.2 中小企業庁の活動内容

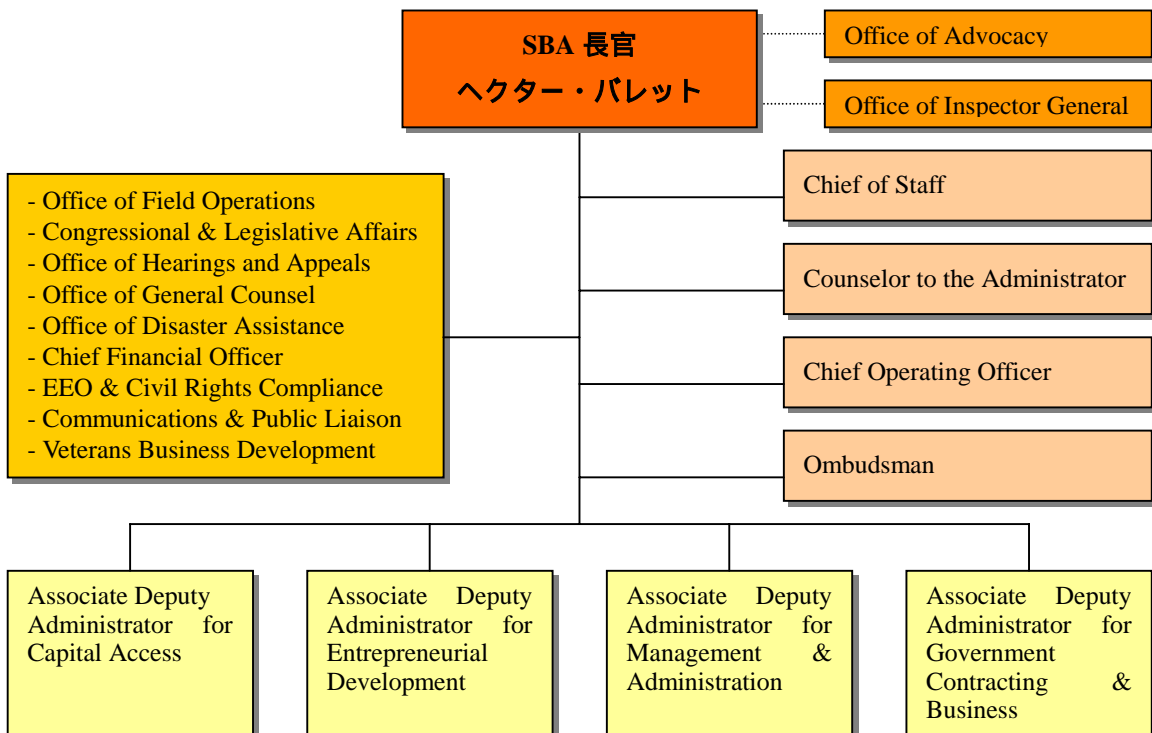
連邦政府において中小企業政策の中核を担うのは中小企業庁（SBA: Small Business Administration）である。この項では、SBA の概要、中小企業関連プログラム、戦略ゴール、2003 年度予算要求の概要を包括的に取り上げる。

1.2.1 SBA の概要

SBA は 1953 年に設立された独立の連邦政府機関で、中小企業に対する財政、技術、マネージメントに関する支援に加え、政府調達業務、災害救済、トレーニングなどの援助を行っている。現在 SBA の長官は、ヒスパニック系のヘクター・バレット（Hector V. Barreto）氏であり、全米 93 の現地オフィスで働く 4,000 人以上の職員（臨時職員含む）を監督している。図表 2 は SBA の組織体制を表したものである。



図表 2 SBA の組織体制



出典： SBA の資料を元に作成

SBA の業務は大きく、(1) 資本へのアクセス、(2) 災害支援、(3) 経営技術支援、(4) 連邦政府調達推進の 4 つに分類される。

(1) 資本へのアクセス

SBA では中小企業に対して、一般的な中小企業ローン、設備ローン、マイクロローン²を提供したり、間接的にベンチャー・キャピタル投資などを行なっている。これらの財政支援では、マイクロローンで平均 1 万 2,000 ドル、一般的なビジネスローンで最高 150 万ドル、保証資本投資で最高 2,000 万ドルを提供しており、中小企業の規模を考慮した様々な財政支援を行なっている。また、2001 年 9 月 11 日に起った米国同時多発テロを受け、議会は SBA の財政支援プログラムの手数料を一時的に引き下げ、政府がリスクを負うという法案を通過させている。このような措置は政府の将来的な負担を重くするものであるため、ブッシュ政権では、特に支援の対象を、銀行などからの資金調達が難しいスタートアップ企業や 15 万ドル以下の小額ローンを必要としている中小企業に絞っている。

(2) 災害支援

災害が起った場合 SBA では、災害ローンというかたちで個人や事業者を支援している。特に連邦緊急管理庁 (FEMA: Federal Emergency Management Agency) と協力し、災害時には災害発生エリアに仮設事務所を設置し、市民が低利の建築ローン、経済支援ローンなどの申請を行なえるようにサポートしている。2001 年には、約 70 の災害に対応し、9 億 8,600 万ドルのローンを提供している。2002 年にはブッシュ政権の要求により、議会は 9 月 11 日のテロの被害を受けた事業者を支援するための約 6 億ドルを含む、総額 14 億ドルの貸し付けを提供している。また SBA の「災害ローン・プログラム (Disaster Loan Program)」は 2003 年までに、ローンの申請者が電子的な手段により手続きを行なえるようなシステムを設置する予定である。

(3) 経営技術支援

SBA では毎年、全米に設置された 1,000 以上の中小企業開発センター (SBDC: Small Business Development Center) に対する助成金を通じて中小企業への経営技術支援を行なっている。SBDC では、ビジネス・プランの策定からキャッシュフローの管理の仕方まで幅広くカウ

² 最高 3 万 5,000 ドルまでの小額ローンで、主としてスタートアップ企業などに提供される。

セリングやトレーニングを提供している。また経営実務の豊富な経験を持つボランティアの相談員が中小企業事業者にアドバイスを行なう、全米 389 の SCORE (Service Corps of Retired Executives) も、SBA の経営技術支援イニシアチブを補完している。

(4) 連邦政府調達の推進

連邦政府は年間、約 2,000 億ドルの物品調達を行なっている。ブッシュ政権では 2003 年度、連邦政府全体に対する中小企業への調達比率 23% を達成するため、約 440 億ドルの調達を行なうとみられている³。連邦政府機関による中小企業の調達状況については、中小企業に不利となる調達業務の不合理なバンドル化など、これまでも問題点が指摘されてきた。2002 年 5 月には、下院中小企業・起業家委員会ランキング委員、ネイディア・ベラスケース(Nydia Velazquez)下院議員(民主党、ニューヨーク州選出)が、「2002 Scorecard -- Small Business: Opportunity Denied」と題する、連邦政府機関による中小企業への調達状況のランキングを発表している⁴。今回のランキングは 3 回目にあたるが、これまで A (優) 評価を獲得したのは、内務省 (Department of Interior) だけであり、国防総省と教育省は過去 2 回よりも悪い F (不可) の評価となっている。

この他 SBA では、ブッシュ大統領が 2001 年 8 月に発表した、連邦政府の業績を改善することを謳った「大統領マネージメント・アジェンダ (PMA: President's Management Agenda)」⁵に則って組織管理・運営の改善に取り組んでいる。もともとこのような業績 (結果) を重視する方針は、米国連邦政府が推進している行政改革と「政府業績成果法 (GPRA: Government Performance and Results Act)」⁶のゴールに密接に関連している。ブッシュ政権では発足以来、「積極的な小さな政府 (active, but limited)」を標榜しており、「市民中心」「結果志向」「市場ベース」という 3 原則を行政改革の柱に据えている。SBA の中小企業政策もこのような大きな行政改革と連動しながら、設定されたゴールに対する施策の効果を常に評価しながら実施されていくことになる。PMA では、(1) 戦略的な人的資本管理、(2) 競争に基づいた業務の遂行、(3) 財務状況の

³ 1997 年に制定された「中小企業再承認法 (Small Business Reauthorization Act)」により、連邦調達の 23% は中小企業へ行なわなければならない旨が規定された。

⁴ 詳細は、http://www.house.gov/smbiz/democrats/Scorecard_III.pdfを参照。

⁵ 「The President's Management Agenda」はブッシュ政権における連邦政府の業績を改善することを目的としたもので、2001 年 8 月 25 日に発表された。このアジェンダは、(1) 戦略的な人的資本管理、(2) 競争に基づいた業務の遂行、(3) 財務状況の改善、(4) 電子政府の拡大、(5) 予算と業績の統合という 5 項目に加え、退役軍人省と国防総省のシステムの統合といった、個別の政府機関を対象とした 9 つのイニシアチブからなる。このような政府の業績改善に関するイニシアチブとしては、1993 年にゴア副大統領のもとで設置された NPR があるが、具体的なプランが欠如していたことや、OMB の監督機能を切り離したことなどで、その効果に対して批判的な向きもある。

⁶ 24 の主要連邦政府機関が、戦略的ゴールを設置し、業績評価及びゴール達成状況を大統領と議会に報告することを義務付けた法律。1993 年 12 月に制定。

改善、(4) 電子政府の拡大、(5) 予算と業績の統合、という5項目を設定しており、SBA もこれらに応じて以下のようなゴールを掲げている。

図表 3 PMA に対する SBA のゴール

<p>(1) <u>戦略的な人的資本管理</u> 必要に応じて管理体制を簡易化し、民間と業務提携を行ったりするとともに、中小企業や市場のニーズに適應できるように、職員の再編を行なう。</p> <p>(2) <u>競争に基づいた業務の遂行</u> 業務の性質上、政府が所管するべきでない業務を識別し、アウトソーシングする。</p> <p>(3) <u>財務状況の改善</u> ローン・モニタリング・システムを最新化することにより、堅実な財務管理システムを構築する。</p> <p>(4) <u>電子政府の拡大</u> 市民や中小企業に対して電子サービスを提供するために、全政府的なイニシアチブにおいて主導的な役割を果たす。</p> <p>(5) <u>予算と業績の統合</u> 結果を重視しリソースを適切に管理することで、組織の透明性を確保し、説明責任を全うする。</p>

出典：「SBA Budget Request and Performance Plan: FY 2003 Congressional Submission」を元に作成

SBA ではこのような組織管理・運営に対するゴールを設定することにより、単に業務を行なうのではなく、提供する中小企業関連プログラムの効果を測定することに重点を置いているといえる。こうしたブッシュ政権における業績（結果）重視の考え方は、予算配分にも大きな影響を与えている。SBA をはじめとする各政府機関は、政権による要求に応えるために詳細なプロ

グラム設計を行なう必要がある。

1.2.2 SBA の主要な中小企業関連プログラムの概要と評価

SBA では中小企業を支援するために様々なプログラムを提供しているが、ブッシュ政権では、政府機関の提供するプログラムがリソースに見合った業績を達成しているかどうかを詳細にモニター・評価している。以下では、SBA の主要なプログラムを取り上げ、その概要と現在の運用状況を分析するとともに、ブッシュ政権による業績の評価と格付けを併せて記載する⁷。

中小企業投資会社 (SBIC) によるベンチャー・キャピタル制度

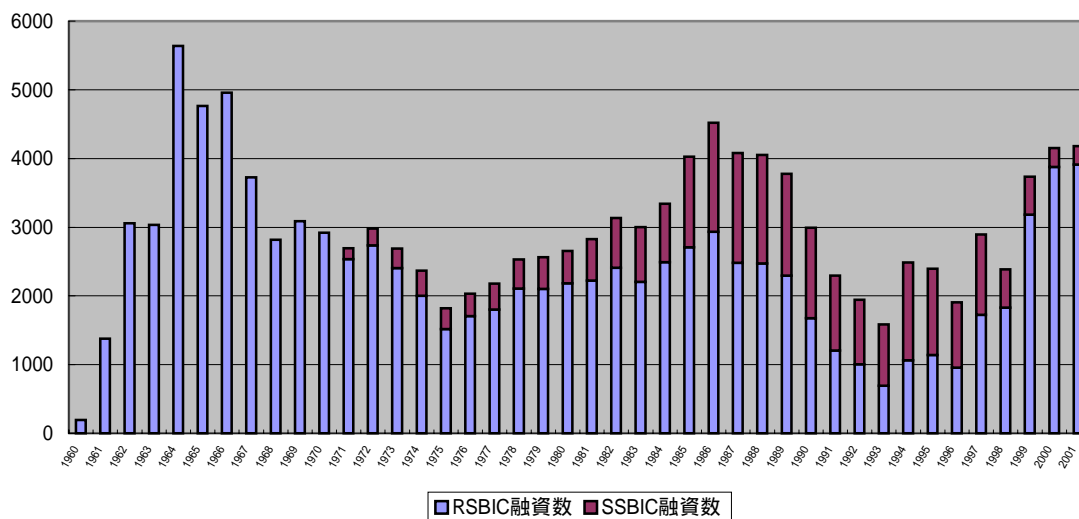
中小企業投資会社 (SBIC: Small Business Investment Company) は、中小企業の事業拡大資金を提供する公的なベンチャー・キャピタル制度で、SBA から認可を受けた中小企業投資会社が、成長が期待される中小企業にエクイティ投資や貸付けを行なうプログラムである。1958 年から開始されており、現在全米に 350 以上の SBIC が設立されている。SBIC には、RSBIC (Regular Small Business Investment Company) と SSBIC (Specialized Small Business Investment Company) の 2 種類があり、前者は通常の中小企業、後者はマイノリティ (アフリカン・アメリカン、ヒスパニック、アジア系民族) が経営する中小企業への投融資を目的としている。SBIC 制度発足当初は、SBA からの融資 (SBIC 自己資金の 4 倍まで) 及び SBA 保証の債券発行を主としていたが、その後 1992 年には SBA の優先株式出資 (SBIC 自己資金の 3 倍まで) を行なう制度も追加されている。SBIC による財政支援を受けた企業には FedEx や Intel などの世界有数の企業も含まれており、SBIC は米国における中小企業の育成をサポートする大きな後ろ盾となっている。図表 4 と 5 はそれぞれ、1960 年から 2001 年までの RSBIC と SSBIC による融資数及び融資額の実績を示したものである。

【ブッシュ政権による評価】

プログラム名	評価	説明
SBIC	効果的	SBIC のベンチャーキャピタル・プログラムは、通常 500 万ドル以下の融資を必要とする中小企業に対するものとなっている。

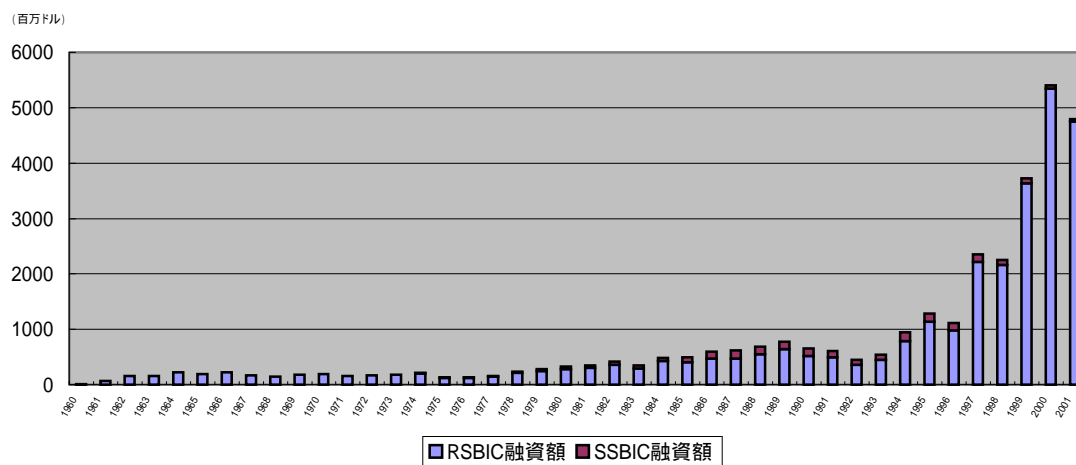
⁷ ブッシュ政権では各連邦政府機関のプログラムを、「効果的 (effective)」、「非効果的 (ineffective)」、「適度に効果的 (moderately effective)」、「unknown (不明)」の 4 つに格付けをしている。

図表 4 RSBIC と SSBIC による融資数 (1960 年 ~ 2001 年)



出典：SBA の資料を元に作成

図表 5 RSBIC と SSBIC による融資額 (1960 年 ~ 2001 年)



出典：SBA の資料を元に作成

災害ローン・プログラム

災害ローン・プログラム（Disaster Loan Program）は、特別な助成利率で自然災害の被害者に対して長期ローンを提供したり、災害による被害復旧のためのローンを提供するものである。同プログラムは SBA の提供するプログラムの中で唯一中小企業に限定されていないものであり、自家所有者、賃借人、あらゆる規模の事業者、非営利団体に対して提供される。利率は法律で定められた方法によって決定され、通常、クレジットを SBA 以外（民間金融機関など）から受けられない申請者に対しては SBA は利率を低め（最高 4%）に設定しており、受けられる申請者に対しては高めの利率（最高 8%）が適用される。災害ローンの形態には、（1）住宅と私財に対するローン、（2）あらゆる規模の事業者に対する物理的災害ローン、（3）SBA 以外からクレジットを受けられない中小企業に対する経済的損害ローンの 3 つがある。

【ブッシュ政権による評価】

プログラム名	評価	説明
災害ローン・プログラム （直接ローン）	効果的	災害ローン・プログラムは、災害発生時のローン申請処理を素早く行なっている。

7(a) 一般ビジネス・ローン・プログラム

7(a) 一般ビジネス・ローン・プログラム（7(a) General Business Loan Program）は、SBA の資本アクセス室（Office of Capital Access）が担当するもので、SBA の行なっている融資関連政策の中核を占めている。7(a) プログラムは、民間のパートナー金融機関が提供するローンを保証するという形で中小企業やスタートアップ企業に融資を行なうもので、SBA が直接貸付けを行なったり、助成金を提供するというものではない。2000 年 12 月以降、7(a) プログラムは最高 200 万ドルのローン規模を誇っており、このうち 100 万ドルまでの債務が保証される。また 15 万ドル以下のローンに対しては 85%、それ以上のローンは 75% が保証される。ローンの借り手は、SBA の保証上限額の 100 万ドルを超えない範囲で一度に複数のローンを受けることができる。

【ブッシュ政権による評価】

プログラム名	評価	説明
7(a) プログラム	適度に効果的	債務不履行の減少により業績は改善されているが、貸付けを行なう民間金融機関の監督能力を改善する必要がある。

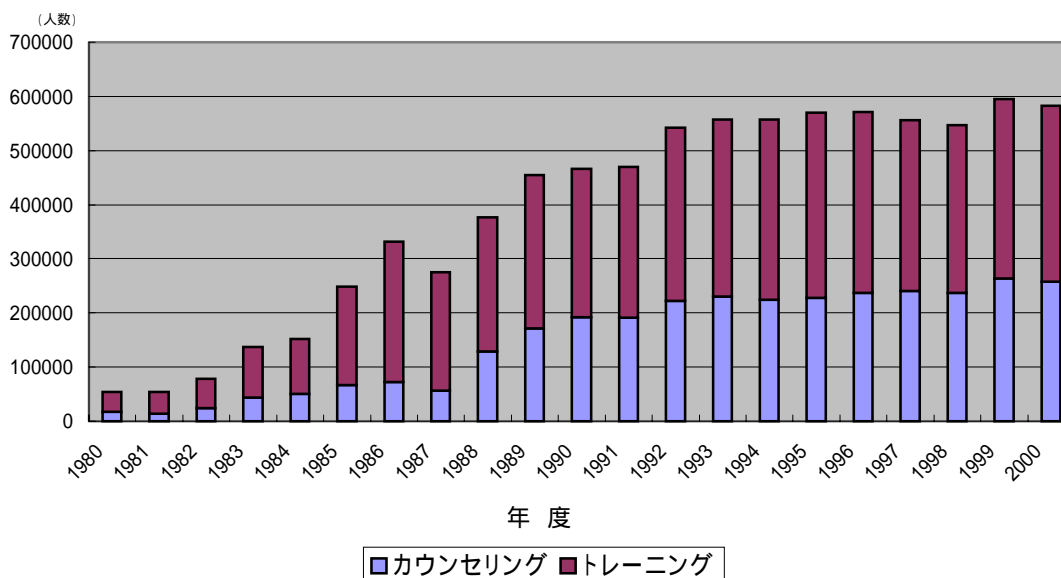
中小企業開発センター（SBDC）による情報提供及びアドバイス

中小企業開発センター（SBDC: Small Business Development Center）は、中小企業に経営実務の様々な分野（財務、マーケティング、技術、輸出入、政府調達）に関する情報提供やアドバイスを行っており、連邦政府、州・地方政府、教育機関、民間セクターとの協力により運営されている。連邦政府は各州の SBDC の運営費用として 50%かそれ以下の資金を提供している。現在全米に 58 の SBDC があり、各州に設置された中心的な SBDC が各種プログラムを運営・管理している。また、サブセンターが大学、コミュニティ・カレッジ、職業訓練校、商工会議所などに設置されている。図表 6 では、SBDC を通じてカウンセリングとトレーニングを受けた利用者数の推移を示している。

【ブッシュ政権による評価】

プログラム名	評価	説明
SBDC	不明	SBA は、2002 年度に拠出されている SBDC 予算 8,800 万ドルが効果的に使用されているかどうかを判断するために、評価手法を確立するべきである。

図表 6 カウンセリングとトレーニングを受けた利用者の推移（1998 年～2000 年）



出典：「Small Business Development Centers: A Program Review 2001」

8(a)プログラム

8(a)プログラム(Section 8(a) Program)は、「中小企業法(Small Business Act)」の8条(a)項に規定されたビジネス開発(マーケティング、マネージメント、技術、財務、調達などにおける支援)の機会を提供することにより、社会的・経済的に不利な立場にあるマイノリティが経営する中小企業を育成することを狙っている。中小企業は8(a)プログラムに参加することで、9年間に及ぶ中小企業育成プログラムを通じ、予め確保された連邦政府の調達契約を獲得することができる。参加企業の成長は随時モニター・評価され、毎年、ビジネスプランのレビューを通じて、ビジネスの改善ポイントが洗い出される。8(a)プログラムを補完するその他のプログラムには、前述のSCORE、中小企業開発センター(SBDC)、ビジネス情報センター(BIC: Business Information Center)⁸などがある。

SBAでは、1997年10月1日から2000年9月30日の間に8(a)の9年間プログラムを完了した1,479社の動向について追跡調査を行なっている。調査対象1,479社のうち613社(41%)は独立して経営可能な状態、12社(1%)は事業を縮小、146社(10%)は事業を停止、14社(1%)は他社により買収されており、694社(47%)は未回答であった(図表7参照)。事業を停止した理由には、連邦政府との契約機会の減少、景気後退、事業主の退職・病気・死亡、事業の売却を決意もしくは新規ベンチャーの開始、他の事業の追求などがあげられている。

【ブッシュ政権による評価】

プログラム名	評価	説明
8(a)プログラム	非効果的	少数の同じ中小企業が毎年8(a)契約の大部分を獲得している。また、中小企業にとっても政府にとっても事務的な負担が大きいプログラムである。

⁸ BICはワンストップの中小企業支援センターで、最先端のハードウェア、ソフトウェア、出版物、ビデオなどを提供している。現在全米に78のBICが設置されている。

図表 7 8(a) プログラムを完了した中小企業の動向

	1998 年度	1999 年度	2000 年度	合計	%
独立して経営可能	286	145	182	613	41
事業を縮小	7	3	2	12	1
事業を停止	90	27	29	146	10
他社により買収	10	1	3	14	1
未回答	399	163	132	694	47
合 計	792	339	348	1,479	100

出典：「The Report To The U.S. Congress On Minority Small Business and Capital Ownership Development For Fiscal Year 2000: As Required By The Business Opportunity Development Reform Act of 1988」(Small Business Administration, Office of Business Development) を元に作成

一方、図表 8 にみるように、2000 年度に 8(a) プログラムから参加を取り消された企業は 132 社にのぼる。大部分の中小企業はプログラムに対する基本的な報告義務を怠ったためである。このことは SBA からすると、適正な資格を持つ企業だけがプログラムからの恩恵を受けることを保証することにつながる。また 2000 年度には、事業停止などの理由で、67 社が自主的にプログラムから離脱している。

図表 8 8(a) プログラム未了の理由

	1998 年度	1999 年度	2000 年度	合計
プログラム参加取消し	237	85	132	454
自主的に離脱	119	74	67	260
9 年以内に完了	1	1	2	4
合 計	357	160	201	718

出典： (同上)

ワンストップ・キャピタル・ショップ

ワンストップ・キャピタル・ショップ (OSCS: One-Stop-Capital-Shop) は、低所得・高失業地域の経済活性化を目的に、住宅都市開発省 (Department of Housing and Urban Development) と農業省 (Department of Agriculture) が主体となって推進している「特別開発地域 / 事業振興地域

(Empowerment Zone / Enterprise Communities)」プログラムを補完するかたちで SBA が実施しているプログラムである。中小企業は、OSCS に設置された前出のビジネス情報センター(BIC)を通じて様々な中小企業関連情報を収集したり、SCORE や SBDC からカウンセリングやトレーニングを受けることができる。さらに、ビジネスプランの策定方法やネガティブなクレジットの回復の仕方などを学ぶこともできる。OSCS は、連邦政府(SBA)と地方コミュニティとのパートナーシップによるイニシアチブで、現在全米に 21 の OSCS が設置されている。

【ブッシュ政権による評価】

プログラム名	評価	説明
OSCS	非効果的	SBA のその他の経営技術支援プログラムと重複している。

1.2.3 ブッシュ政権の 2003 年度 SBA 予算要求額の内訳と 3 つの戦略ゴール

ブッシュ政権では、2002 年 2 月に 2003 年度の予算要求額を発表している。図表 9 にみるように、2003 年度における中小企業に対する諸政策の SBA 予算要求額は、2002 年度の推定額より約 3,000 万ドル多い 7 億 9,800 万ドルとなっている。

SBA に対する 2003 年度の予算要求では、納税者の負担を減らす一方で、起業家を育成することを主眼としたものとなっている。前年度からの繰越額、「災害ローン・プログラム(Disaster Loan Programs)」の回収分に相当する 3,500 万ドル及び要求額の 7 億 9,800 万ドルを合わせると⁹、SBA は 170 億ドル以上の資本金とクレジットを中小企業と災害犠牲者に提供することになる。またこの予算要求額には、中小企業に対する調達支援だけでなく、管理・技術面での支援も含まれている。

また 2003 年度の予算要求は、前述の PMA の提言を取り入れた内容となっており、「市民中心」「結果志向」「市場ベース」を反映した中小企業政策を実現することを狙っている。この予算要求は、ブッシュ大統領が推進する 23 の省庁横断型電子政府プロジェクトの一つである、中小企業に関する法規制の負担を減らすことを狙ったポータル作成、情報インフラストラクチャの改善とセキュリティ保護、SBA が提供するプログラムの評価の実施なども含まれている。

図表 9 SBA の 2003 年度予算要求額

(単位：千ドル)

	FY2001 実績額	FY2002 議会承認 (見込) 額	FY2003 予算要求額	FY2002 との増減
Salaries & Expenses				
Administrative Operating Expenses	154,541	161,482	217,831	56,349
Non-Credit Programs & Initiatives	256,094	176,994	144,275	(32,719)
小 計	410,635	338,476	362,106	23,630
Business Loans Program Account				
Direct Loans New Budget Authority	2,250	1,860	3,726	1,866
Guaranteed Loans Budget Authority	163,160	78,000	85,360	7,360
Supplementals, Contingencies	0	75,000	0	(75,000)
Administrative Expenses	129,000	129,000	133,769	4,769
小 計	294,410	283,860	222,855	(61,005)
Disaster Loans Program Account				
Direct Loans				
New Budget Authority	76,140	87,360	76,140	(11,220)
Supplementals, Contingencies	60,000	75,000	0	(75,000)
Administrative Expense				
New Budget Authority	108,354	122,354	122,141	(213)
Supplemental Appropriation	40,000	0	0	0
小 計	284,494	284,714	198,281	(86,433)
Surety Bond Guarantee Fund	0	0	0	0
Office of Inspector General	11,953	11,464	15,011	3,547
Appropriated Funds Rescinded	(1,983)	0	0	0
合 計	\$999,509	\$918,514	\$798,253	(120,261)
Regular Appropriated Funds	899,509	768,514	798,253	29,739
Supplemental/Emergency Funds	100,000	150,000	0	(150,000)

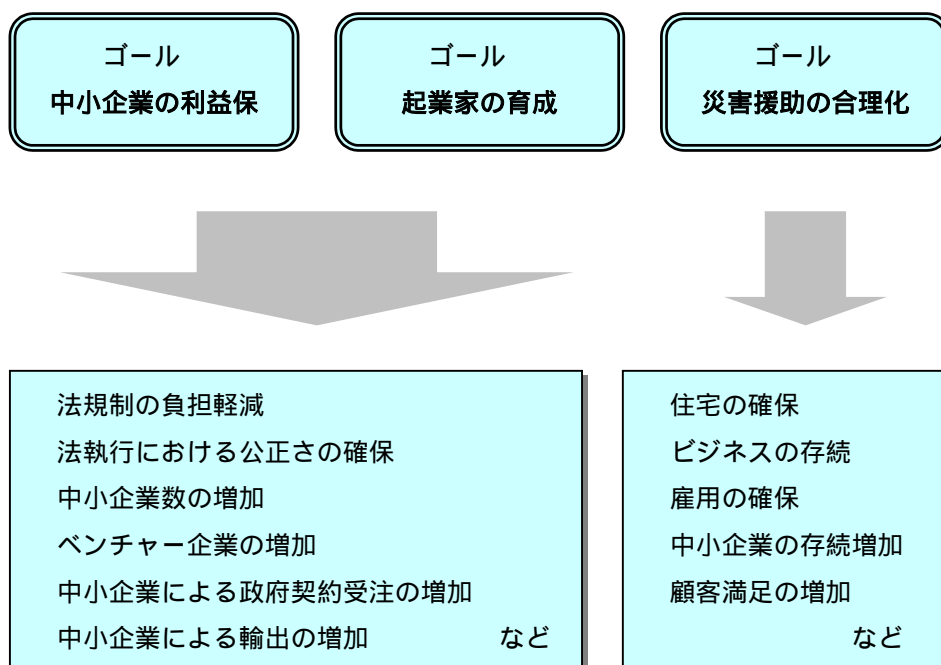
出典：「SBA Budget Request and Performance Plan: FY 2003 Congressional Submission」を元に作成

SBA では、2003 年度の予算策定に際し、(1) 中小企業の利益保護 (Champion Small Business

⁹ この額には、以前人事局 (Office of Personnel Management) を通じて資金提供されていた年金給付のための 1,800 万ドルも含まれている。

Interests) (2) 起業家の育成(Empower Entrepreneurs) (3) 災害援助の合理化(Streamline Disaster Lending) という 3 つの戦略ゴールを策定した。(1) と (2) のゴールは、中小企業にかかわる法規制の負担の軽減や、ベンチャー企業数や中小企業数の増加に直接影響を及ぼすものである。一方 (3) のゴールは、住宅の確保や事業の維持など、中小企業の存続を支えるものといえる。図表 10 はこれらの 3 つの戦略ゴールと中小企業へ与えるインパクトとの相関性を示したものである。

図表 10 SBA の 3 つの戦略ゴール



出典：「SBA Budget Request and Performance Plan: FY 2003 Congressional Submission」を元に作成

図表 11 はこれらの 3 つの戦略ゴールに基づいて、SBA の 2003 年度予算要求を整理しなおしたものである。

図表 11 SBA の戦略ゴール別に配分された 2003 年度予算要求額

(単位：千ドル)

	合計	Non-credit Programs	Loan Subsidy	Agency Support	Inspector General
ゴール 1： 中小企業の利益保護					
Advocacy	7,685	0	0	7,685	0
Advocacy Database	1,100	1,100	0	0	0
Ombudsman	1,852	500	0	1,352	0
White House & State Conferences	1,500	1,500	0	0	0
小計	12,137	3,100	0	9,037	0
ゴール 2： 起業家の育成					
Loan Making/Servicing	252,661	0	89,317	163,344	0
Lender Oversight/Risk Management	11,154	0	0	11,154	0
Asset Sales Support	6,642	0	0	6,642	0
Surety Bond Guarantees	4,959	0	0	4,959	0
International Trade Program/USEAC	3,842	3,100	0	742	0
SBIC Debentures	5,406	0	0	5,406	0
SBIC Participating Securities	10,021	0	0	10,021	0
Microloan Technical Assistance	23,323	17,500	0	5,823	0
Rural Pilot Program	1,012	0	0	1,012	0
PRONet Program	766	500	0	266	0
Section 8(a) Program	38,347	0	0	38,347	0
Section 7(a) Program	8,488	3,600	0	4,888	0
HUMZone Program	3,387	2,000	0	1,387	0
SBIR	2,180	500	0	1,680	0
FAST Program	3,261	3,000	0	261	0
Rural Outreach Program	293	0	0	293	0
Gov. Contracting/Business Development	31,035	0	0	31,035	0
Veterans Outreach	3,790	750	0	3,040	0
SCORE	7,077	5,000	0	2,077	0
Women's Business Ownership	23,067	12,000	0	11,067	0
Small Business Development Centers	116,057	88,000	0	28,057	0
Drug-Free Workplace	3,000	3,000	0	0	0
Business Information Centers	13,023	475	0	12,548	0
Native American Outreach	2,394	1,000	0	1,394	0
National Women's Business Council	870	750	0	120	0
小計	576,055	141,175	89,317	345,563	0
ゴール 3： 災害援助の合理化					
Disaster Assistance Programs	233,281	0	111,140	121,641	500
小計	233,281	0	111,140	121,641	500
Inspector General	15,011	0	0	0	15,011
Reimbursable Programs	4,761	4,761	0	0	0
合計	\$ 841,245¹⁰	\$149,036	\$200,457	\$476,241	\$15,511

出典：「SBA Budget Request and Performance Plan: FY 2003 Congressional Submission」を元に作成

¹⁰ 図表 9 における予算要求額合計との差は、前年度からの繰越額などである。

1.3 その他の連邦政府機関における中小企業関連政策

この項では、SBA 以外で中小企業関連政策を行なう連邦政府機関として、連邦緊急管理庁（Federal Emergency Management Agency）国立標準技術研究所（National Institute of Standards and Technology）の製造業拡大パートナーシップ（Manufacturing Extension Partnership）商務省のマイノリティ・ビジネス開発局（Minority Business Development Agency）内国歳入庁（Internal Revenue Service）を取り上げ、その活動内容を紹介する。これらの機関は、SBA のような包括的な中小企業支援を行なっているわけではないが、米国における中小企業の育成・保護に大きく寄与している。

1.3.1 連邦緊急管理庁

連邦緊急管理庁（FEMA: Federal Emergency Management Agency）は、1979 年に設立された独立の政府機関である。FEMA のミッションは、生命や財産の損失を減らすとともに、包括的な緊急管理プログラムを通じてあらゆる種類の危険から国家の主要なインフラストラクチャを保護することである。現在全米で 2,600 人以上の職員が働いており、緊急時には最高 4,000 人の臨時職員、ボランティアなどが災害復旧支援などに携わる。FEMA は災害への準備及び災害からの復旧を適切に行なうため、他の連邦政府機関ばかりでなく、州・地方政府の緊急管理機関や赤十字社（American Red Cross）などともパートナーシップを結んでいる。前述のミッションからも分かるように、FEMA の中小企業関連プログラムは災害支援を中心としたものに限定されている。



FEMA では災害復旧支援政策として「個人支援プログラム（Individual Assistance Program）」と「公共支援プログラム（Public Assistance Program）」の 2 つを提供している。「公共支援プログラム」では連邦政府が州・地方政府、特定の民間非営利団体を対象として災害助成金を提供する一方、中小企業関連の災害支援は「個人支援プログラム」を通じて行なわれる。「個人支援プログラム」では、災害時に SBA と協力して災害発生エリアに仮設事務所を設置し、市民や事業者が低利の建築ローン、経済支援ローンなどの申請を行なえるようにサポートしている。また、2001 年 9 月 11 日に発生した米国同時多発テロの復旧支援活動では、政府機関やニューヨーク州、ニューヨーク市、NPO などによる活動を取りまとめている。ニューヨークで被害にあった中小企業事業者に対する支援としては次のような活動を行なっている。

- 被災者からの支援要請への対応
- ローンなどの申請状況、復旧支援プログラムに関する問い合わせなどに対応するための

「Helpline」の設置

- SBA やその他の連邦政府機関、NPO などと協力して災害支援サービスセンターを開設
- 住宅、失業手当、精神衛生カウンセリング、低利災害ローン、法律・保険に関するアドバイスの提供

このように FEMA は、災害支援に限定されているとはいえ、中小企業の存続に大きく貢献している。

1.3.2 製造業拡大パートナーシップ

1988 年に国立標準技術研究所（NIST: National Institute of Standards and Technology）に設置された製造業拡大パートナーシップ（MEP: Manufacturing Extension Partnership）は、全米で 400 以上の現地事務所からなる非営利のネットワーク・プログラムである（図表 12 参照）。主として 500 人以下の従業員を抱える製造業のビジネス支援を行なっている。MEP はこれまで、品質管理システム、人材開発、マーケット開発、製品開発、エネルギー監査、財務計画、EDI など様々な分野で、約 14 万 9,000 もの中小企業を支援した実績を持つ。最近では、「Introduction to eBusiness」「World Wide Concepts」「eBusiness and Web Tehcnologies」「eBusiness Security」「Legal Issues」「Launching and eBusiness Initiative」という 6 つのモジュールからなる「Net Knowledge Basics」というコースや、MEP 大学を通じて、業務の無駄（Lean、贅肉）を取り除くことを主眼とした「Lean Manufacturing」コースを提供している。



図表 12 全米の MEP センター



出典：<http://www.mep.nist.gov/index3.html>

ブッシュ政権では MEP に対する予算を、2002 年度の 1 億 600 万ドルから 2003 年度には 1,300 万ドルへと大幅に削減する方向であるが、予算の大幅な減少は中小企業の発展を阻害するものであるとして共和党員からも大きな批判を受けている。最近行なわれた下院の科学委員会（Committee on Science）における証言で、Modernization Forum¹¹の代表であるマイケル・ウォイツキ（Michael Wojcicki）氏は、「2000 年度に MEP プロジェクトを終了した企業は、23 億ドルの売上増加、4 億 8,300 万ドルのコスト削減、25,000 人の雇用を達成した」と述べており、ブッシュ政権の大幅な予算削減に疑問を呈している。また連邦政府は、MEP センターのコストの 3 分の 1 を拠出しているが、同政権では提供する資金の削減だけでなく、創設 6 年未満の MEP センターだけ資金援助すると発表している。この案が実行された場合、オハイオ州とインディアナ州に 1 つずつあるセンターだけが要件を満たすことになり、MEP の存続自体も危うくなる可能性がある。デビー・スタベナウ（Debbie Stabenow）上院議員（民主党、ミシガン州選出）は、「逼迫した財政状況のもと、州が連邦政府からの財政支援なしに MEP プログラムを継続することはできない」と述べ、MEP の存続に警鐘を鳴らしている。

1.3.3 マイノリティ・ビジネス開発局

商務省にあるマイノリティ・ビジネス開発局（MBDA: Minority Business Development Agency）は、1969 年、マイノリティ¹²による事業の設立や拡大を目的として設置された。この目的を達成するため MBDA では、公的・私的な貸付けやエクイティ・ファイナンス、マーケット情報、マネージメントやビジネスに関する情報を提供したり、官民によるパートナーシップをコーディネートしたりしている。MBDA の本部はワシントン D.C. にあり、その他にも 5 つの地域事務所（アトランタ、シカゴ、ニューヨーク、サンフランシスコ）と 4 つの地区事務所（マイアミ、ボストン、フィラデルフィア、ロスアンジェルス）がある。実際のマイノリティ支援は、全米にあるマイノリティ・ビジネス開発センター（Minority Business Development Center）、アメリカ・インディアン・ビジネス開発センター（Native American Business Development Center）、ビジネス・リソース・センター（Business Resource Center）、マイノリティ・ビジネス機会委員会（Minority Business Opportunity Committee）への資金提供を通じて行なわれる。これらのセンターは州・地方政府機関、民間企業、アメリカ・インディアン、教育機関などにより運営されており、ビジネス・プランの作成、マーケティング、マネージメントと技術、財務計画などに関する支援を行なっている。MBDA では、助



¹¹ 米国の中小製造業者の拡大及び米国経済の発展を目的とした業界団体。

¹² MBDA ではマイノリティを、Asian Pacific Americans、Asian Indians、Black Americans、Eskimo/Aleuts、Hasidic Jews、Native Americans、Spanish Speaking Americans、Puerto Ricans と定義している。

成金付与、ローン提供、ローン保証などの直接的な財政支援は行なっておらず、財源の探し方や資金獲得のための企画書作成を支援するという形で間接的な支援を行なっている。

1.3.4 内国歳入庁

内国歳入庁（IRS: Internal Revenue Service）では、自営業者を含む中小企業向けサイトを設置している（図表 13 参照）。同サイトでは、中小企業に関する最新のニュースや税務に関するリンクを紹介しているほか、「Virtual Small Business Workshop」（CD-ROM）、「Introduction to Federal Taxes」（CD-ROM）、「Small Business Resource Guide」（CD-ROM）、「Small Business/Self Employed Calendar」などの税金申告に関する資料を配布している。また無料のメーリングリストを利用して、税金に関連するスケジュールの案内、IRS ウェブサイトの最新ニュース、新たに追加された税申告書類、IRS のニュース・リリースなどの情報を中小企業に提供している。



図表 13 IRS の中小企業支援サイト



出典：

<http://www.irs.gov/businesses/small/display/0,,i1%3D2%26i2%3D23%26genericId%3D20005.00.html#quicklinks>

第2章 中小企業に関する立法活動及び連邦議会の動向

この章では、現在の第 107 議会（2001 年～2002 年）における上下院の中小企業委員会の取組みについて分析する。

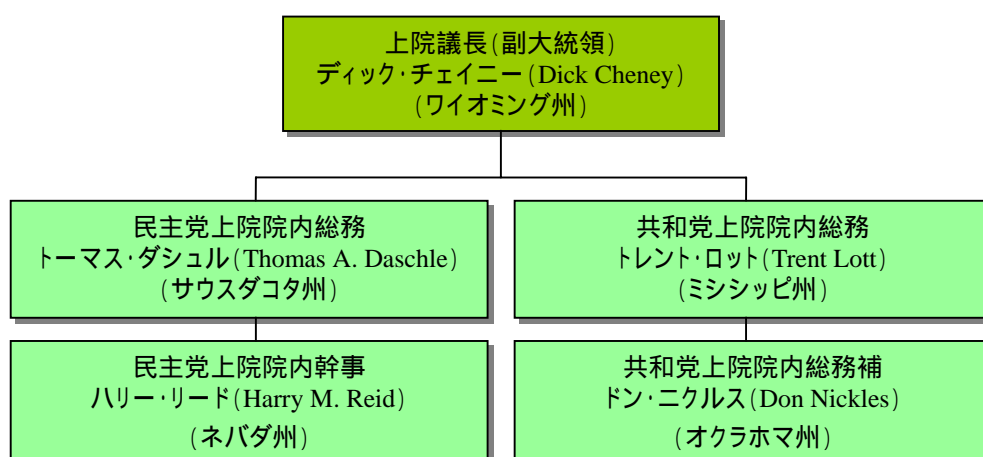
2.1 連邦議会の構成と上下院中小企業委員会の位置付け

この項では、現在会期中の第 107 議会の構成と連邦議会における上下中小企業委員会の位置づけを把握するとともに、中小企業に関する取組みを概観する。

2.1.1 第 107 議会の構成と上下院中小企業委員会

第 107 議会開始当初は、上下両院とも第 104 議会（1995～1996 年）以来続いていた共和党多数派支配の構図となっていた。しかし、2001 年 5 月下旬にバーモント州選出のジェームス・ジェフォーズ（James Jeffords）上院議員が共和党を離党したため、上院では民主党が逆転して多数党となり、各委員会の委員長が総入れ替えとなっている。このため、大統領選をぎりぎり勝ち取り、議会においても共和党がかろうじて過半数を維持することができていた状況と変わって、ブッシュ政権による中小企業政策は議会の民主党側から反対を受けやすい状況となっている。図表 14～17 は、第 107 議会における上下院それぞれの指導部と常設委員会の構成、及び中小企業委員会の構成を示したものである。

図表 14 上院指導部（Senate Leadership）の構成



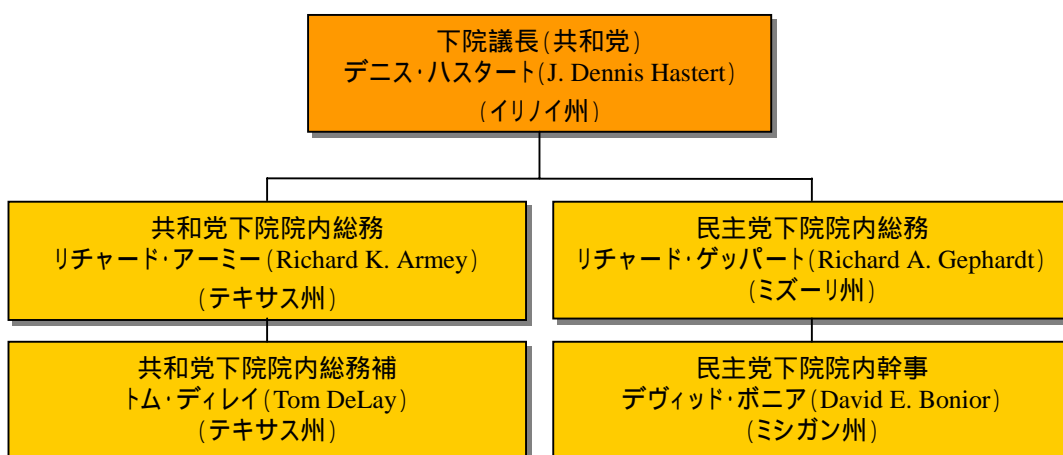
出典：米国上院の資料を元に作成

図表 15 上院委員会

農業・栄養・森林委員会 (Agriculture, Nutrition, and Forestry Committee) 歳出委員会 (Appropriation Committee) 軍事委員会 (Armed Services Committee) 銀行・住宅・都市問題委員会 (Banking, Housing, and Urban Affairs Committee) 予算委員会 (Budget Committee) 商業・科学・運輸委員会 (Commerce, Science, and Transportation Committee) エネルギー・天然資源委員会 (Energy and Natural Resource Committee) 環境公共事業委員会 (Environment and Public Works Committee) 金融委員会 (Finance Committee) 外交委員会 (Foreign Relations Committee) 政府活動委員会 (Government Affairs Committee) 司法委員会 (Judiciary Committee) 健康・教育・労働・年金委員会 (Health, Education, Labor and Pensions Committee) 議事規則・議員運営委員会 (Rules and Administration Committee) 中小企業・起業家委員会 (Small Business and Entrepreneurship Committee) 退役軍人委員会 (Veterans' Affairs Committee) 情報特別委員会 (Select Committee on Intelligence) 倫理特別委員会 (Select Committee on Ethics) インディアン問題特別委員会 (Indian Affairs Committee) 高齢化問題特別委員会 (Special Committee on Aging)
--

出典：米国上院の資料を元に作成

図表 16 下院指導部 (House Leadership) の構成



出典：米国下院の資料を元に作成

図表 17 下院委員会

農業委員会 (Agricultural Committee)
歳出委員会 (Appropriation Committee)
軍事委員会 (Armed Services Committee)
予算委員会 (Budget Committee)
教育・労働力委員会 (Education and Workforce Committee)
エネルギー・商業委員会 (Energy and Commerce Committee)
金融サービス委員会 (Financial Services Committee)
政府改革委員会 (Government Reform Committee)
議員運営委員会 (Administration Committee)
国際関係委員会 (International Relations Committee)
司法委員会 (Judiciary Committee)
資源委員会 (Resources Committee)
議事規則委員会 (Rules Committee)
資源委員会 (Resources Committee)
科学委員会 (Science Committee)
中小企業委員会 (Small Business Committee)
公務基準委員会 (Standards of Official Conduct Committee)
運輸・インフラ整備委員会 (Transportation and Infrastructure Committee)
退役軍人委員会 (Veterans' Affairs Committee)
歳入委員会 (Ways and Means Committee)

出典：米国下院の資料を元に作成

2.1.2 第 107 議会における主要な立法活動

第 107 議会においては、2001 年の米国同時多発テロの発生をうけた法案をはじめ、様々な立法活動が行われている。実際に成立した法案の中でも大きな注目を集めたものとして「経済安定回復法 (Economic Security and Recovery Act of 2001: PL 107-147)」(通称、Economic Stimulus Bill) があげられる。「経済安定回復法」は、ブッシュ大統領が米国同時多発テロ後の経済回復を目的として 2002 年 3 月に署名したもので、失業手当の支給を 26 週から 39 週へ延長、企業が工場や設備に対する投資を行なえるような税制のインセンティブを提供、テロにより被害を受けたニューヨーク市マンハッタン南部における事業者に対して 50 億ドル以上の税控除などを骨子としている。2001 年 10 月に下院に提出されて以来、同法の成立には約半年かかっており、ブッシュ政権と共和党が後押しした減税や、失業者に対する健康保険手当の延長を含んでいない

など、当初の法案から比べるとスケールダウンしたものとなった。全米独立企業連盟（NFIB）は、「『経済安定回復法』は直接中小企業に対する支援を規定したものではないが、3つのポイントが中小企業に影響を与える」と分析している。1つ目は、事業者は1年目、設備に対する費用の30%を税金から控除できることである。さらにビジネスに使用した自動車に対する1年目の税金控除額が、3,100ドルから7,700ドルへ引き上げられる。2つ目として、税控除額が利益を超えた場合、事業者は連邦所得税の還付を受けることができる¹³。最後が、中小企業にとって節税となる医療預金口座（MSA）プログラムを延長するというものである。

このほか、これまで第107議会で成立した主要な法に、「中小企業技術移転プログラム再認法（Small Business Technology Transfer Program Reauthorization Act of 2001: PL 107-50）」がある。同法は、1992年からパイロット的に開始された「中小企業技術移転プログラム（Small Business Technology Transfer（STTR）Program）」の延長を規定したものである。STTRプログラムは、大学研究機関、非営利研究機関、連邦研究機関などによる研究成果を中小企業が積極的に商業利用することができることを目的としたもので、5つの連邦R&D機関は¹⁴、R&D予算の0.15%をSTTRプログラムのために確保しなければならない。STTRプログラムは、（1）中小企業から提案されたアイデアに科学的・商業的なメリットがあるかを見極めるために、1年間に10万ドルを支給、（2）アイデアを更に探求するために2年間で50万ドルを支給、（3）STTRプログラムからの資金提供なしに中小企業は研究成果の商業化を行なう、という3つのフェーズから構成されている。会計検査院（GAO: General Accounting Office）は、STTRプログラムは民間市場に技術を移転するのに成功しており、同プログラムにより資金提供されたプロジェクトの45%は5年以内に商業利用化に成功していると報告している。また、約半数の中小企業は技術特許を取得しており、既に1億3,200万ドルの売上を達成するとともに、今後5年間でさらに9億ドルの売上を見込んでいる。「中小企業技術移転プログラム再認法」の成立により、STTRプログラムは2009年度まで延長され、特に第2フェーズに対して最高75万ドルの資金が提供される。

これまで第107議会で成立したこれらの法案以外にも、後述するように連邦議会では様々な中小企業関連法案が提出・審議されている。特にテロ対策を骨子とした法案は緊急度が高いにもかかわらず「経済安定回復法」の成立にみるように、民主党が多数派を占める上院の抵抗にあうなど、法案成立は一筋縄ではいかない状況といえる。

¹³ 現行法では過去2年分の還付を受けることができるが、新法では5年となる。

¹⁴ 国防総省（Department of Defense）、エネルギー省（Department of Energy）、航空宇宙局（National Aeronautics and Space Administration）、全米科学財団（National Science Foundation）、国立衛生研究所（National Institute of Health）の5つ。

2.2 上院中小企業・起業家委員会における中小企業政策を巡る動き

この項では、上院中小企業・起業家委員会における中小企業関連政策を巡る動きを概観する。

2.2.1 上院中小企業・起業家委員会の概要

上院中小企業・起業家委員会（Small Business and Entrepreneurship Committee）の設立は、中小企業問題特別委員会（Special Committee to Study and Survey Problems of Small Business Enterprise）が設立された 1940 年にまでさかのぼる。その後時代の変遷を経て、1981 年から現在のような常設の中小企業委員会（Small Business Committee）となった。2001 年 7 月には、現委員長のジョン・ケリー（John F. Kerry）上院議員（民主党、マサチューセッツ州選出）のもと、中小企業の枠組みにスタートアップ企業やハイテク高成長企業を含むという理由により、中小企業委員会から現在の「上院中小企業・起業家委員会」へと名称を変更している。ケリー委員長は、「米国の中小企業には相当な多様性があり、名称変更により、起業家、高賃金を提供するハイテク企業などを含め、幅広く中小企業の利益を代表することができる」と述べている。またこの名称変更に伴い、委員会で取り扱う案件も、エネルギー、環境法規制、技術、労働、退職問題など、幅の広いものとなっている。

現在の中小企業委員会では、特に小委員会を設置しておらず、広く中小企業関連事項の調査・立法活動を行なっている。

第 107 議会において、現在同委員会は、ジョン・ケリー上院議員が委員長を、クリストファー・ボンド（Christopher S. Bond）上院議員（共和党、ミズーリ州選出）がランキング委員をそれぞれ務めており、合計 18 人の委員が委員会を構成している（図表 18 参照）。

図表 18 第 107 議会における上院中小企業・起業家委員会の委員

民主党	共和党
ジョン・ケリー (John F. Kerry) (マサチューセッツ州) ・ ・ ・ 委員長	クリストファー・ボンド (Christopher S. Bond) (ミズーリ州) ・ ・ ・ ランキング委員
カール・レビン (Carl Levin) (ミシガン州)	コンラッド・バーンズ (Conrad Burns) (モンタナ州)
トム・ハーキン (Tom Harkin) (アイオワ州)	ロバート・ベネット (Robert B. Bennett) (コタール州)
ジョセフ・リーバーマン (Joseph I. Lieberman) (コネチカット州)	オリンピア・スノウ (Olympia J. Snowe) (メイン州)
ポール・ウェルストン (Paul Wellstone) (ミネソタ州)	マイケル・エンジ (Michael Enzi) (ワイオミング州)
マックス・クレランド (Max Cleland) (ジョージア州)	ピーター・フィッツジェラルド (Peter Fitzgerald) (イリノイ州)
メアリー・ランドリュウ (Mary Landrieu) (ルイジアナ州)	マイク・クレボ (Mike Crapo) (アイダホ州)
ジョン・エドワーズ (John Edwards) (ノースカロライナ州)	ジョージ・アレン (George Allen) (バージニア州)
マリア・カントウェル (Maria Cantwell) (ワシントン州)	ジョン・エンサイン (John Ensign) (ネバダ州)

出典：上院中小企業・起業家委員会の資料を元に作成

2.2.2 中小企業・起業家委員会の主要な取組み

中小企業・起業家委員会では、米国の中小企業政策に関して様々な活動を行っている。以下では、第 107 議会において成立した前述の法案を除いて、同委員会で提出された、又は審議中の中小企業関連法案を中心に主要な取組みを概観する。

- 2001 年 6 月、ケリー委員長とオリンピア・スノウ (Olympia Snowe) 議員 (民主党、メイン州選出) は、米国通商代表部 (U.S. Trade Representative) のロバート・ゼーリック (Robert Zoellick) 通称代表に対して、世界貿易機関 (World Trade Organization) における米国中小企業の国際競争力を確保するための支援を要求している。具体的な要求事項として、国際的な知的所有権の保護、貿易紛争の解決、中小企業による電子商取引への参加をあげている。
- 2001 年 7 月、ケリー委員長とマックス・クレランド (Max Cleland) 上院議員 (民主党、

ジョージア州選出)は GAO に対して、大企業と中小企業との下請け契約に対する SBA の関与の実態を調査・報告するように要請している。この要請は、中小企業が大企業と下請け契約を行っても、実際に大企業から契約内容とは違った条件をつきつけられてしばしば泣き寝入りするしかないという実態などに対し、SBA がどのような対策を行っているかを調査することを目的としている。

- 中小企業委員会は 2001 年初頭に起ったカリフォルニア州の電力危機を受け、石油、天然ガス、プロパン、灯油、電気などの料金高騰により被害を受けた中小企業に対して SBA の災害支援ローンを通じて緊急支援を行なう、「中小企業・農家緊急支援法 (Small Business and Farm Emergency Relief Act of 2001: S. 295)」を提出している。この他同委員会では、カリフォルニア州選出のダイアン・フェインスタイン (Dian Feinstein) 上院議員 (民主党) とバーバラ・ボクサー (Barbara Boxer) 上院議員 (民主党) が提出した「中小企業電気緊急支援法 (Small Business Electricity Emergency Relief Act of 2001: S. 408)」を受領し検証している。法案の内容は、電力危機により跳ね上がった電力代により被害を被った (又は被る恐れのある) 中小企業に対して、SBA の災害ローンを提供するというものである。
- 2001 年 11 月、ケリー委員長は、中小企業の連邦納税者番号と署名に関する情報を州の税務関連機関へ開示することにより、連邦政府と州政府に対する中小企業の税申告作業を簡易化することを定めた「適正中小企業刺激法 (Affordable Small Business Stimulus Act of 2001: S. 1676)」を提出した。同法案ではまた、コンピュータやソフトウェアに対する減価償却の期間を変更することや、自営業者に対する健康保険料の全てを控除することなどを規定している。
- 2002 年 1 月、ケリー委員長とスノウ議員は、超党派の「BRIDGE 法 (Business Retained Income During Growth and Expansion Act)」を提出した。BRIDGE 法は、不況により金融機関からの融資を得ることが困難な中、成長著しい中小企業が自己成長に投資し雇用を創出することができるように、2 年間、最高 25 万ドルまで連邦所得税の支払いを延期することを認めるものである。同法案は、全米起業家精神委員会 (National Commission on Entrepreneurship)、成長企業評議会 (Council of Growing Companies)、中小企業立法評議会 (Small Business Legislative Council)、中小企業サバイバル委員会 (Small Business Survival Committee) などの業界団体からも支持を得ている。合同税制委員会 (Joint Committee on Taxation) によると、BRIDGE 法の導入は、今後 10 年間で連邦政府に対し

て 11 億ドルの純利益をもたらすほか、連邦政府に対する長期的な歳入の損失がないかたちで中小企業を支援することができる。尚、下院では 2001 年 10 月に、ジム・デミント (Jim DeMint) 下院議員 (共和党、サウスカロライナ州選出) とブライアン・ベアード (Brian Baird) (民主党、ワシントン州選出) が同じ法案を提出している。

- 2002 年 3 月、ケリー委員長とクリストファー・ボンド (Christopher S. Bond) ランキング委員 (共和党、ミズーリ州選出) は、マイノリティが経営する中小企業がより効果的に連邦政府の調達契約を獲得できるように、「8(a) HUBZone 優先嗜好法 (Combined 8(a) Business Development and HUBZone Priority-Preference Act)」を提出した。同法案は、8(a) プログラムを通じた調達額を 100 万ドルに押し上げるもので、これにより連邦政府はより多くの資金を 8(a) プログラムの対象となる中小企業に提供することができる。
- 2002 年 3 月、上院は、「米国中小企業緊急支援回復法 (American Small Business Emergency Relief and Recovery Act: S.1499)」を通過させた。同法案は米国同時多発テロに対する中小企業緊急支援法案として 2001 年 10 月に上院に提出されたものであるが、ジョン・カイル (Jon Kyl) 上院議員 (共和党、アリゾナ州選出) の反対などもあり、上院の通過に約半年がかかっている。「米国中小企業緊急支援回復法」の共同提出者は上院で 63 人にものぼり、現在下院で審議されている。同法案の内容は、SBA に災害支援費用として 1 億 5,000 万ドルを追加提供することや、災害ローンに対する元金と利子の支払いを 1 年から 2 年に延期することなどを規定している。

この他に提出された中小企業関連法案には、連邦政府の調達契約を獲得できるように、中小企業に技術的なアドバイスや支援を提供することを定めた「全政府メンター・プロテジー・プログラム法 (Governmentwide Mentor-Protégé Program Act of 2001)」や、中小企業の間でテレコミュニケーションを導入するためのパイロット・プログラムを SBA が実施することを規定した「中小企業テレコミュニケーション法 (Small Business Telecommuting Act)」などがある。このようにケリー委員長を中心とする中小企業・起業家委員会では、様々な角度から中小企業支援のための立法活動を行なっている。

2.3 下院中小企業委員会における中小企業政策を巡る動き

この項では、下院中小企業委員会における中小企業関連政策を巡る動きを概観する。

2.3.1 下院中小企業委員会の概要

下院に設置された中小企業委員会（Small Business Committee）は、賃金や健康保険などに関する中小企業の労働問題、過疎化地域の発展、政府プログラムや法規制の監視、マイノリティ中小企業の育成・保護、中小企業に係わる農業問題や技術問題、税制や輸出政策などを所管している。現在、（1）労働力・エンパワーメント・政府プログラム小委員会（Subcommittee on Workforce, Empowerment, and Government Programs）（2）規制改革と監視小委員会（Subcommittee on Regulatory Reform and Oversight）（3）税・財務・輸出小委員会（Subcommittee on Tax, Finance, and Exports）（4）過疎地事業・農業・技術小委員会（Subcommittee on Rural Enterprise, Agriculture, and Technology）の4つの小委員会から構成されている。中小企業委員会は36名で構成されており、現在委員長を務めるドナルド・マンズロ（Donald Manzullo）上院議員（イリノイ州、共和党）は、自身も中小企業のご家庭に育っており、地元のイリノイ州をはじめ、中小企業政策には大きなリーダーシップを発揮している（図表19参照）。

図表 19 第107議会における下院中小企業委員会の委員

共和党	民主党
ドナルド・マンズロ（Donald Manzullo） （イリノイ州）...委員長	ネイディア・ベラスケース（Nydia Velazquez） （ニューヨーク州）...ランキング委員
ラリー・コンベスト（Larry Combest） （テキサス州）	ファニタ・マクドナルド（Juanita Millender-McDonald）（カリフォルニア州） ...労働力・エンパワーメント・政府プログラム小委員会委員長
ジョエル・ヘフリー（Joel Hefley） （コロラド州）	ダニー・デイビス（Danny Davis） （イリノイ州）
ラスコー・パーレット（Roscoe Barlett） （メリーランド州）	ウィリアム・バスクレル（William Pascrell） （ニュージャージー州） ...税・財務・輸出小委員会ランキング委員
フランク・ロビオンド（Frank LoBiondo） （ニュージャージー州）	ドナ・クリスチャングリーン（Donna Christian-Green）（米領バーズン諸島）
スー・ケリー（Sue Kelly） （ニューヨーク州）	ロバート・ブレイディ（Robert Brady） （ペンシルバニア州） ...規制改革と監視小委員会ランキング委員
スティーブ・チャボット（Steve Chabot） （オハイオ州）	トム・ウダール（Tom Udall） （ニューメキシコ州）

フィル・イングリッシュ (Phil English) (ペンシルバニア州)	ステファニー・ジョーンズ (Stephanie Jones) (オハイオ州)
パット・トゥームイ (Pat Toomey) (ペンシルバニア州) ...税・財務・輸出小委員会委員長	チャールズ・ゴンザレス (Charles Gonzales) (テキサス州)
ジム・デミント (Jim DeMint) (サウスダコタ州)...労働力・エンパワメント・政府プログラム小委員会委員長	デービッド・フェルプス (David Phelps) (イリノイ州)
ジョン・サンヌ (John Thune) (インディアナ州) ...過疎地事業・農業・技術小委員会委員長	グレース・ナポリターノ (Grace Napolitano) (カリフォルニア州)
マイク・ペンス (Mike Pence) (インディアナ州) ...規制改革と監視小委員会委員長	ブライアン・ベアード (Brian Baird) (ワシントン州)
マイク・ファーガソン (Mike Ferguson) (ニュージャージー州)	マーク・ウダール (Mark Udall) (コロラド州)...過疎地事業・農業・技術小委員会ランキング委員
ダレル・イサ (Darrell E. Issa) (カリフォルニア州)	ジェームス・ランゲビン (James P. Langevin) (ロードアイランド州)
サム・グレイブス (Sam Graves) (ミズーリ州)	マイク・ロス (Mike Ross) (アーカンソー州)
エドワード・シュロック (Edward L. Schrock) (バージニア州)	ブラッド・カールソン (Brad Carson) (オクラホマ州)
フェリックス・グルッチ (Felix J. Grucci, Jr.) (ニューヨーク州)	アニバル・アセベド・ビラ (Anibal Acevedo-Vila) (米領プエルトリコ)
トッド・アキン (Todd W. Akin) (ミズーリ州)	
シェリー・ムーア・キャピト (Shelly Moore Capito) (ウェストバージニア州)	

出典：下院中小企業委員会の資料を元に作成

中小企業委員会のウェブサイト（図表 20 参照）は、2002 年 1 月、議会マネージメント財団（Congressional Management Foundation）¹⁵とジョージ・ワシントン大学（George Washington University）がピュー慈善トラスト（Pew Charitable Trusts）¹⁶から委託された連邦議会ウェブサイトの評価に関する共同プロジェクトで、「閲覧者に対して包括的な立法関連情報を提供している委員会のサイト」との高い評価を得ている。

¹⁵ 議会マネージメント財団は、超党派の非営利団体で、議会の生産性向上を支援することを目的としている。

¹⁶ ピュー慈善トラストは、フィラデルフィアに拠点を置く団体で、文化、教育、環境、健康、公共政策、収容などに関する非営利活動をサポートしている。

図表 20 中小企業委員会のサイト



出典：www.house.gov/smbiz

2.3.2 中小企業委員会の主要な取組み

中小企業委員会では、米国の中小企業政策に関して様々な活動を行っている。以下では、前述した第 107 議会において成立した法案を除いて、同委員会で提出された、又は審議中の主要な中小企業関連法案を紹介する。

- 2001 年 9 月にランキング委員のネイディア・ベラスケース (Nydia Velazquez) 下院議員 (民主党、ニューヨーク州選出) が提出した「中小企業機会改善法 (Small Business Opportunity Enhancement Act of 2001: HR. 2867)」では、連邦政府機関の不合理なバンドル化による調達実務を監視できるように SBA の権限を強化することを謳っている。連邦政府機関の中でも特に国防総省の中小企業に対する調達実務は、女性が経営する中小企業への調達割当ての未達成、主要契約者としての中小企業数の減少、大企業を利するような複数の小規模契約のバンドル化による一括調達契約など、これまで問題視されていた。マンズロ委員長は、「中小企業はしばしば、政府に対して大企業よりも低価でより良い製品やサービスを提供することができる」と指摘し、連邦政府機関における中小企業への調達実務を批判している。

- 2001年10月、中小企業委員会では、中小企業を支援する全米の中小企業開発センター（SBDC）に対する権限を拡大する2つの法案、「国家中小企業規制支援法（National Small Business Regulatory Assistance Act of 2001: HR. 203）」と「職業・技術起業家精神促進法（Vocational and Technical Entrepreneurship Development Act of 2001: HR. 2666）」を承認した。前者は、SBDCが中小企業に対して法規制のカウンセリングを行なうというパイロット・プロジェクトをSBAが実施することを定めたものであり、後者は、SBDCが学生の間起業家精神が育まれるよう職業訓練校へ技術的な支援を行なうというものである。両法案とも現在上院で審議されている。マンズロ委員長は、「SBDCのカウンセラーは、中小企業の雇用者が複雑な法規制を遵守出来るように支援を行ったり、職業訓練校の学生にビジネスを行なうのに必要な技術を提供することにより、起業家が現在の不況を切り抜けられるように支援を行っている」とコメントしている。
- 2001年10月、リンゼー・グラハム（Lindsey Graham）下院議員（共和党、サウスカロライナ州選出）は、「売上税休日法（Sales Tax Holiday Act of 2001: HR. 3172）」を提出した。同法案は、州の住民が、11月23日から12月2日までの10日間のホリデーシーズンに行なった買い物に対して州と地方の売上税を免除するというものである。このプログラムに参加する州は、徴収しなかった売上税分を連邦政府から支給される。ニューヨーク州を含む8つの州では現在同様なプログラムを提供しており、消費者の反応は良く、小売業者のビジネスを刺激する結果にもなっている。
- 2001年11月、マンズロ委員長は、外国との通商協定締結で大統領が主導権を握れる「貿易促進権限（Trade Promotion Authority、通称“ファーストトラック”）」を大統領に付与するための投票を行なっている。この権限により、大統領は素早く外国との通商協定を締結することができ、米国中小企業や自営業者が海外市場へ商品やサービスを売る機会が拡大される。米国では、輸出業者の97%は中小企業で、そのうち69%が従業員20名以下の企業規模となっている。マンズロ委員長は、「特に現在のような不況下では、貿易促進権限により雇用が維持されるだけでなく、新しい市場の創造に繋がる」と述べている。
- 2002年に入って、マンズロ委員長が2002年の最優先課題として位置付けた中小企業に対する手頃な健康保険の提供に関する動きが活発になっている。活動の中心となっているのは、「業界団体健康保険（Association Health Plans）」と呼ばれる団体健康保険の創設、医療預金口座（MSA）の拡大、そして自営業者に対する健康保険費用の所得税からの

控除を 100%にすることである¹⁷。アーンスト・フレッチャー（Ernest L. Fletcher）下院議員（共和党、ケンタッキー州選出）が 2001 年 5 月に提出した「中小企業健康公正法（Small Business Health Fairness Act of 2001: HR. 1774）」では、業界団体健康保険の創設を規定している。マンズロ委員長は、「現在米国では、保険未加入者の 60%以上を占める 4,300 万人が中小企業雇用者であり、高騰する健康保険費用に対処するためには、中小企業がより提供しやすい健康保険の選択肢が必要である」と述べている。

- 2002 年 4 月、中小企業委員会では、SBA のアドボカシー室の権限を強化するため、「中小企業アドボカシー改善法（Small Business Advocacy Improvement Act of 2002: HR. 4231）」を承認している。同法案は、アドボカシー室がより独立した権限を持ちながら効果的に不要な連邦法規制から中小企業を保護することができるように規定したもので、スタッフ増員のための予算の増加などを含んでいる。
- 2002 年 4 月、ベラスケース・ランキング委員とロブ・ポートマン（Rob Portman）下院議員（共和党、オハイオ州選出）が提出した「中小企業成長への投資法（Small Business Investment in Growth Act of 2002: HR. 4087）」は、中小企業に対する投資減税の拡大を目的としている。これまでは、総額 20 万ドル以下の新規投資を行なう場合は、2 万 5,000 ドルを即時に損金扱いすることを認めていたが、同提案により今後は、32 万 5,000 ドルまでの新規投資に対して 4 万ドルを損金扱いすることができるようになる。尚、上院でもスー・コリンズ（Sue Collins）上院議員（共和党、メイン州選出）とクリストファー・ボンド（Christopher S. Bond）上院議員（共和党、ミズーリ州選出）が同様の法案（S. 2023）を提出している。

下院では、このような多様で専門性の高い中小企業関連法案に対して、上院と違って前述の 4 つの小委員会で対応している。最終的には小委員会だけでなく委員会全体の意見のとりまとめを行なう必要があり、これまでのところマンズロ委員長とベラスケース・ランキング委員のリーダーシップ手腕に高い評価を与える声も多い。

¹⁷ 現行では 70%しか認められていない。

第3章 中小企業政策に係わる主要な業界団体及びその他の団体

この章では、連邦政府や連邦議会以外で米国中小企業政策に取り組む組織として、全米独立企業連盟（National Federation of Independent Business）、全米中小企業連合（National Small Business United）などの業界団体及びその他の団体として、中小企業サバイバル委員会（Small Business Survival Committee）とカウフマン財団（Kauffman Foundation）を紹介する。これらの団体は、連邦議会に対する立法活動、ロビー活動を行ったり、連邦政府の中小企業政策関係者との会合を持つなど、積極的に中小企業の支援を行っており、米国全体の中小企業政策に及ぼす影響力は非常に大きなものとなっている。

3.1 中小企業に関する業界団体

この項では、中小企業政策に取り組む米国で代表的な業界団体を紹介する。

3.1.1 全米独立企業連盟

全米独立企業連盟（NFIB: National Federation of Independent Business）は、米国最大の中小企業に関する業界団体である。フォーチュン誌のデータでは、NFIB はワシントン D.C.における影響力のあるロビー活動を行なう団体として、全米ライフル協会（National Rifle Association of America）AARP¹⁸に次ぐ第3位にランキングされている。1943年にウィルソン・ハーダー（Wilson Harder）氏が設立して以来、NFIB は弁護士などの独立プロフェッショナル、サービス業者、小売業者、卸売業者、農家など60万人もの会員を抱える団体に成長している。近年では中小企業を擁護する選挙候補者を支援したり、司法システムにおける中小企業の利益を代表するために NFIB 法律財団（NFIB Legal Foundation）を設立するなど、その活動範囲を拡大している。

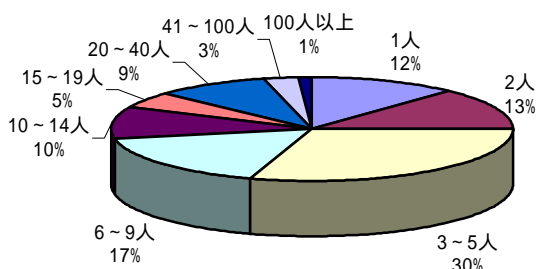


図表 21～23 は、NFIB の会員の概要を示したものである。まず、NFIB の会員の大半(55%)は、従業員が5人以下となっており、10人以下の従業員を抱える事業者は全体の72%にのぼる。業種別には、特にサービス業と小売業で半数以上(53.1%)を占め、建設業と製造業がそれに続く。この4業種で全体の80.3%を占めている。売上規模では、会員の64.5%が50万ドル以下の売上実績と持つ一方、20.5%は100万ドル以上の売上規模を誇っている。また調査によると、現在83%の会員がコンピュータを使用し、62%が個人用とビジネス用にインターネットを活用して

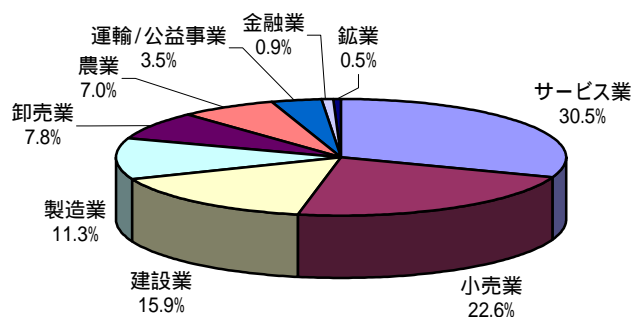
¹⁸ 50歳以上の高齢者に対して情報や教育などの各種サービスを提供する非営利団体で、1958年に、エセル・パーシー・アンドラス(Ethel Percy Andrus)教授により設立された。当初は、American Association of Retired Personsという名称、現在はAARP。

いる。さらに NFIB の会員は政治に強い関心を持っており、95%の会員が投票を行なっている。

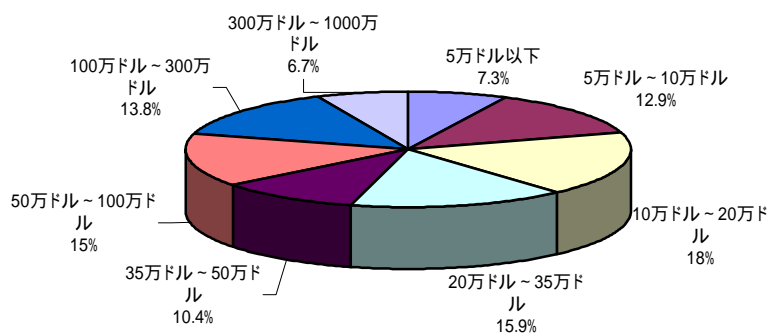
図表 21 NFIB 会員の従業員サイズ



図表 22 業種別にみた NFIB 会員の構成



図表 23 総売上高にみた NFIB 会員の構成



出典：いずれも NFIB の資料を元に作成

NFIB の提供するサービスには様々なものがある。NFIB のウェブサイト (www.nfib.org) では、最新の中小企業関連ニュースや会員専用のフォーラムなどが提供されているほか、会員には経営のノウハウ、中小企業関連のデータ、連邦議会の最新情報、中小企業事業者からのアドバイスなどを掲載した月間のオンライン・マガジン「MyBusiness」が届けられる。NFIB が実施する中小企業に関するイニシアチブは、年に数回実施される会員の投票 (Member Ballot) 結果を反映したもので、NFIB 全体の意見として議会へメッセージが伝えられることになる。また NFIB では、選挙区の議員が中小企業に影響を及ぼす法案に投票したかを示す報告書を作成している。

NFIB は第 107 議会に対して以下のような 5 つのアジェンダを掲げている。

(1) 簡易かつ低額の税金制度

- 遺産税の廃止
- 個人退職口座 (Personal Retirement Account)¹⁹ の設置による社会保障費の削減
- 賃金税 (Payroll Tax)²⁰ のカット
- 中小企業事業主に対する複雑な税制の緩和

(2) 過度な法規制や労働法の負担の軽減

- 中小企業に対する法規制を費用のかからない、手続きが複雑でないものへ変更
- 最低賃金の増加へ反対
- 「家族・医療休暇法 (Family and Medical Leave Act)」²¹ 拡大へ反対
- 労働省の職業・安全健康局 (Occupation and Safety Health Administration) による規制プログラムの包括的なレビューの実施

(3) 健康保険制度の改善

- 中小企業が団体に健康保険を購入できるようにすること
- 個人に対する健康保険オプションの拡大
- 事業主に対する無限責任を含む、健康保険に関する義務へ反対

(4) 些細な訴訟の回避

- 訴訟における金銭的な被害を軽減

19 個人が老後の資金をためるために開くことが出来る非課税口座。

20 主に 失業保険に充当するため事業主あるいは被保険者 (もしくは両方) が支払う雇用 (労働) 保険料。

21 1993 年に制定。雇用者は 1 年間に 12 週間、無給ではあるが休職でき、その後職場復帰したあとの給与、ボジション等には全く影響を及ぼさないことを定めた法律。

- 販売者を保護するために製品の標準を策定
- 「司法制度平等利用保障法（Equal Access to Justice Act）」²²の強化
- スーパーファンド法²³下における汚染浄化責任から中小企業を免除

(5) デジタル格差から中小企業を保護

- 大企業と中小企業との間のデジタル格差を埋めること
- 中小企業が手頃な高速インターネット・サービスへアクセスできること

3.1.2 全米中小企業連合

全米中小企業連合（NSBU: National Small Business United）は、過去 60 年にわたり中小企業を支援してきた、米国で最も歴史のある超党派の中小企業アドボカシー団体である。現在、大工、製造業者、小売業者、食料雑貨商、デザイナーなどを含む 6 万 5,000 以上の会員を抱えている。主として出版物、政策フォーラム、カンファレンスなどを通じ、中小企業に影響を及ぼす上下院の立法活動や法規制に対する取組みを行なっている。また、労働省の職業・安全健康局（Occupation and Safety Health Administration）が策定する労働環境に関する法規制や環境保護庁（Environment Protection Agency）が所管する廃棄物処理などに関する法規制、資本へのアクセス、公正競争、文書の削減、調達、健康保険、製造物責任など、広範なトピックに関して議会証言を行なった実績を持っている。



NSBU は 2002 年の立法優先課題として、中小企業による資本へのアクセス、代替ミニマム税（AMT: Alternative Minimum Tax）²⁴の廃止、ペーパーワークの削減と法規制改革、遺産税の永久廃止と個人所得税率の削減、中小企業に対する公正な税制、抜本的な税制改革、健康保険改革、年金改革などをあげている。

22 連邦政府などを被告とする訴訟において勝訴原告が弁護士費用を被告から取り立てることを認めた法律。

23 スーパーファンド法は、1980 年の「包括的環境対応賠償責務法（Comprehensive Environment Response, Compensation, & Liability Act）」と 1986 年の「スーパーファンド改正再承認法（Superfund Amendment and Reauthorization Act）」の 2 つの通称である。

24 代替ミニマム税とは、控除等の優遇措置によって富裕者の税負担額が不当に低くなることを避けるために設けられた制度。

3.2 中小企業に関するその他の団体

この項では、米国の中小企業政策に影響を与える業界団体以外の特筆すべき団体を紹介する。

3.2.1 中小企業サバイバル委員会

ワシントン D.C.に拠点を構える、中小企業サバイバル委員会 (SBSC: Small Business Survival Committee) は、全米に7万以上の会員を抱える、超党派・非営利の中小企業政策のロビー団体である。SBSC のユニークな活動の1つに、議員が主要な中小企業に関する法案に対してどのような投票を行なったかをランクづけする「中小企業スコアカード (Small Business Scorecard)」というものがある。2002年3月に発表された2001年のスコアカードでは、上下院における12の中小企業に影響を及ぼす法案への投票をもとに議員をランクづけしており、減税と法規制、遺産税の廃止、キャピタルゲイン税の軽減、海外市場への参入、健康保険の改善などに対する投票活動が選出されている。SBSC のレイモンド・キーティング (Raymond J. Keating) 主席エコノミストは、「議員は皆中小企業を支援していると述べているが、実際の投票ではしばしば違った結果を示していることが多い」と述べており、このような調査の重要性を強調している。



また同様な活動として SBSC では毎年、「中小企業サバイバル・インデックス (Small Business Survival Index)」というランキング調査を行なっている。この調査では、全米の各州がどの程度中小企業や起業家に友好的な環境を提供しているかを、法人所得税、個人所得税、キャピタルゲイン税、売上税、財産税、電気料金、健康保険税、犯罪率、官僚数、州の最低賃金などを含む17の項目により検証している。図表24にみるように、2001年度のランキングでは、ネバダ州、サウスダコタ州、ワシントン州、ワイオミング州、フロリダ州が上位5州に、カンサス州、メイン州、ハワイ州、ロードアイランド州、ワシントン D.C.が下位5州にランクづけされている。

図表 24 中小企業・起業家に友好的な州のランキング

順位	州	順位	州
1	ネバダ州	27	メリーランド州
2	サウスダコタ州	28	オクラホマ州
3	ワシントン州	29	デラウェア州
4	ワイオミング州	30	ウィスコンシン州
5	フロリダ州	31	ネブラスカ州
6	テキサス州	32	ケンタッキー州
7	ニューハンプシャー州	33	コネチカット州
8	アラバマ州	34	ユタ州
9	ミシシッピ州	35	ノースカロライナ州
10	テネシー州	36	オレゴン州
11	コロラド州	37	ニュージャージー州
12	ミシガン州	38	モンタナ州
13	イリノイ州	39	アイオワ州
14	アラスカ州	40	オハイオ州
15	バージニア州	41	ウェストバージニア州
16	インディアナ州	42	バーモント州
17	ミズーリ州	43	ニューヨーク州
18	サウスカロライナ州	44	カリフォルニア州
19	ルイジアナ州	45	ニューメキシコ州
20	アリゾナ州	46	ミネソタ州
21	マサチューセッツ州	47	カンサス州
22	ペンシルバニア州	48	メイン州
23	ジョージア州	49	ハワイ州
24	ノースダコタ州	50	ロードアイランド州
25	アーカンソー州	51	ワシントン D.C.
26	アイダホ州		

出典：「Small Business Survival Index 2001: Ranking the Policy Environment for Entrepreneurship Across the Nation」

前出のキーティング氏は、「起業家精神を育成するのに最適な環境は、低い税、政府の介入の少なさ、最低限度の法規制、政府による生命・財産・身体の保護であり、このような土壌を提供する州は、起業家から雇用創出や経済成長などの大きな恩恵を受けることができる」とコメントしている。

3.2.2 カウフマン財団

1992年にカウフマン財団（Ewing Marion Kauffman Foundation）に設置されたカウフマン起業家リーダー・セ



ンター（Kauffman Center for Entrepreneurial Leadership、以下カウフマン・センター）は、起業家の支援に特化した米国で最大の財団である。カウフマン・センターでは年齢に係わりなく、（1）起業家精神を育む教育の提供、（2）起業家精神を育む環境作りの促進、という2つを主眼とした起業家支援を行っており、現在、子供・青年向けプログラム（Children & Youth Entrepreneurship）、大学生向けプログラム（College Entrepreneurship）、成人向けプログラム（Adult Entrepreneurship）、社会向けプログラム（Social Entrepreneurship）を運営している。

特に成人向け起業プログラムで提供されているサービスには、MBA（経営学修士）さながらの「FastTrack™」と呼ばれる、ベンチャー企業のマネージメント・コースやチャイルド・ケアに特化したカリキュラムの提供、オンラインでの財務ベンチマーキング・サービスの提供、起業家育成のための助成金付与、女性やマイノリティ・ビジネスへの投資、出版などを行なっている。さらにカウフマン・センターでは、EntreWorld.org というウェブサイトを開設している（図表 25 参照）。同サイトは米国の著名な情報誌、USA Today や Forbes などから、中小企業事業者にとって価値あるサイトとして取り上げられており、毎年 100 万人もの閲覧者が訪れている。同サイトでは、事業立上げやマネージメントなどに関する 1,000 以上の記事へリンクできる検索エンジンの他、書籍購入、市・町レベルまで検索できるイベント情報などを掲載している。

図表 25 EnterWorld.org のサイト



出典：<http://www.entreworld.org/>